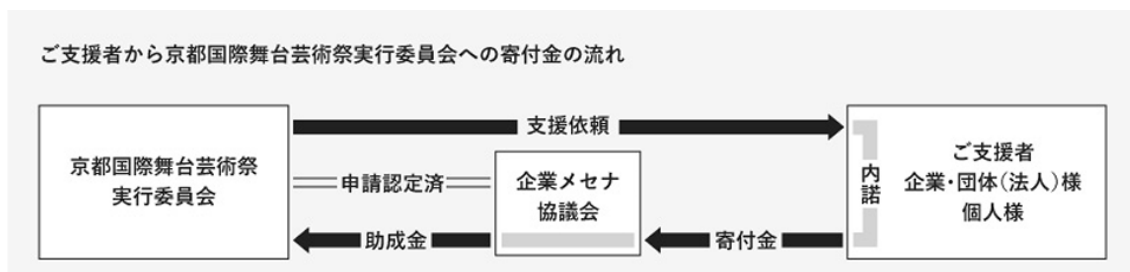


## 寄付方法2 企業メセナ協議会を通してご寄付をいただく場合

京都国際舞台芸術祭実行委員会へご寄付いただく際に、公益社団法人企業メセナ協議会（特定公益増進法人）を経由していただきますと、税額控除の対象となります。



### 法人（企業／団体様）でご寄付をいただく場合

所定の一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、下記の算式で損金限度額まで算入されます。

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

= [資本金などの金額\*×事業年度の月数/12×2.5/1,000+当該事業年度の所得金額×2.5/100]×1/4

資本金等\*の額 1,000 万 所得の金額 1,500 万の場合の損金算入限度額

(10,000,000×0.375%+15,000,000×6.25%)1/2 = 487,500 円

\*資本金と資本積立金額の合計額

### 個人様で2,000円以上ご寄付をいただく場合

確定申告を行うことで、寄付金控除として所得金額から控除され、「A.所得税」及び「B.復興特別所得税」が還付される場合があります。

所得控除制度、税額控除制度のいずれかが選択適用できます。

最寄りの税務署等にご相談の上、有利な方を選択して頂けます。

所得控除 1月～12月の年間で寄付した合計 \* -2000円 = 寄付金控除額

税額控除 (寄付金合計 \* -2000円) × 40% = 寄付金特別税額控除額 \*\*

\*寄付金額は年間所得額の40%が限度

\*\*寄付金特別税額控除額は所得税額の25%が限度

寄付方法2を利用しての当法人へのご寄付をいただく際は、通常の寄付とは、お振込み方法が変わります。お手数ですが下記事務局までお問い合わせ下さい。

KYOTO EXPERIMENT 事務局 Tel 075-213-5839 Fax 075-213-5849

(12～5月 | 月～水 11:00-17:00 / 6・7・11月 | 平日 11:00-17:00 /

8～10月 | 平日 11:00-19:00 [フェスティバル期間中は無休])